

雪に関するお問い合わせは 雪の総合窓口へ

(役場都市整備課内)



除雪ホットライン直通電話 85 - 0703

受付時間 : 平日8時30分～17時15分

河 北 町

安全な除雪へのご協力をお願いします。

町では、降雪時における町道の交通障害発生や事故の危険性を最小限にとどめ、皆さまの安全を図るために除雪作業を行います。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 路上駐車をしないでください

路上駐車は除雪作業の妨げになるほか、交通事故や交通渋滞の原因となり、緊急車両が通行できなくなります。絶対にしないでください。

(2) 宅地周辺の雪処理にご協力を

道路除雪は、路面を除雪する雪が宅地の入り口部等に寄せられます。また、降雪状況等によっては、日中の道路除雪も実施します。

道路除雪は道路交通の確保のため必要な作業ですので、道路脇に寄せられた雪の処理につきましては、皆さまからのご理解とご協力をお願いします。

(3) 道路への雪出しはやめましょう

除雪後の道路に、各家庭や事業所などの雪を出すのはやめましょう。除雪効果がなくなるばかりか、道路が凹凸状になり道路障害や交通事故の原因となります。

(4) 雪置き場のご協力を

除雪の作業効率向上を図るため、除雪路沿線の空き地や田畑を雪置き場に利用させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5) 側溝に雪を処理する場合の注意

側溝を利用して雪を処理する場合は、側溝内の水量や下流の状況を確認し、地域で話し合い効率のよい方法を考えましょう。

また、側溝のふたを外したままにしておきますと大変危険ですので、使った方が責任を持って閉めましょう。ふたを開けたままの状態では人や車両が通行し、他人に被害を与えた場合は、使用者の責任になります。

(6) 屋根からの落雪に注意

屋根からの雪が道路に落下することが原因で、重大な事故を引き起こす恐れがあります。通行車両や通行人に被害が出た場合は、その建物の所有者の責任が問われます。早めに雪下ろしを行うなど事故防止に努めましょう。

(7) 道路に出ている枝は枝払いを

立ち木の枝など道路にせり出ている部分は枝払いのご協力をお願いします。自宅などから道路にはみ出した立ち木からの落雪を、そのまま放置しておくことにより、通行車両や通行人に被害が出た場合は、持ち主が管理責任を問われることがあります。

(8) 除雪車には近づかない

除雪はたいへん危険な作業です。重大な事故につながる恐れがありますので、除雪中は決して機械に近づかないでください。子どもが除雪車の周りにはいる場合には、注意するよう声がけをお願いします。

雪捨て場について

- 寒河江川・溝延橋の下流右岸の河川敷地（溝延地内）
 - 最上川・最上川水管橋の上流左岸の河川敷地（谷地地内）
- 上記2箇所が本町の雪捨て場となりますのでご注意ください。

寒河江川・溝延橋の下流右岸の河川敷地



最上川・最上川水管橋の上流左岸の河川敷地



高齢者等への支援

町では、高齢者の方などが居住する家屋や敷地の雪下ろしや除雪を業者に依頼して実施する場合、その費用の一部を助成しています。

◎ 助成内容・対象者

(1) 雪下ろし支援事業（原則、豪雪対策本部が設置された時に助成）

※ 町民税非課税世帯で70歳以上の高齢者のみの世帯の方、身体障害者手帳の程度が1級又は2級のみの世帯、または両方の方がいる世帯

※ 対象者が町内外の業者に直接依頼し、支払い後に1世帯あたり18,000円を上限に補助します。

(2) 自立生活支援事業による敷地内除雪（河北町シルバー人材センターに委託）

※ 65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方

※ 玄関先から道路までの通路確保の除雪になります。

※ 降雪状況により、ご要望に沿えない場合があります。

※ 事前に申請書の提出が必要です。

■お問い合わせ 健康福祉課高齢者福祉係

電話（73）2111 内線124・125

小型除雪機をお貸しします

くらし応援課と各地区センターでは、ボランティア活動をする場合に小型除雪機をお貸ししています。ぜひご活用ください。

また、町内会等で町道の排雪を行う際は、雪の総合窓口にご相談ください。

■お問い合わせ

くらし応援課生活環境・GX推進係 電話（73）2111 内線231

河北中学校 電話（71）1114

谷地南部小学校 電話（71）1106

北谷地構造改善センター 電話（72）2903

西里農村環境改善センター 電話（72）2902

溝延研修センター 電話（73）4288

除雪に関してのご意見等は
区長さんをとおしてご連絡ください。

スムーズな除雪をするため皆様のご理解・ご協力をお願いします。